



報道発表資料の配付日時 6月13日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和4年度(2022年度)省エネルギー関連補助事業の追加募集開始について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、先駆的な省エネルギーの取組への支援を令和4年度から新たに実施しています。</p> <p>この度、<u>令和4年度における省エネルギー関連に係る補助事業の追加募集を開始いたしましたので、お知らせします。</u></p> <p>【募集期間】 令和4年(2022年)6月13日(月)から<u>7月29日(金)まで</u></p> <p>【募集を行う事業及びホームページURL】</p> <p>1 <u>省エネルギー設備導入計画等作成支援事業</u> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107863.html</p> <p>2 <u>省エネルギー設備導入支援事業</u> https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107905.html</p> <p>※ 各事業の詳細は、別添及びホームページをご覧ください。</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	省エネルギーの取組の普及を促すため、広く募集開始をPRしたいと考えておりますので、積極的な報道をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係 (担当者:宗像) TEL (ダイヤルイン) 011-204-5319 (内線) 26-170		
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

「省エネルギー促進総合支援事業」

省エネルギー設備導入計画等作成支援事業

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ 対象となる方

- ① 道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）
 - ② ①を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）
- ※コンソーシアムを構成するに当たっては、「コンソーシアム協定書」の締結が必要です。

◆ 対象事業

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備の導入を前提とした設計、導入可能性調査を行う事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業。

- ・複数の事業者や団体が街区等の道内のエリアを対象に面的に取り組む事業、あるいは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。
- ・省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- ・事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- ・他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- ・補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。
- ・エネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 20%以上の削減効果が見込まれる事業であること。

◆ 補助対象経費及び補助率

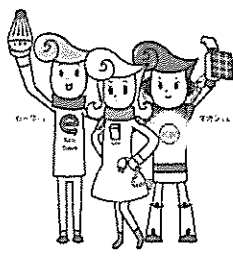
補助対象経費	補助率	上限額
報償費、旅費、原材料費、備品購入費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、委託料、その他知事が特に必要と認めた経費	1/2 以内	100万円

◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和4年（2022年）7月29日（金）17：00までに、北海道経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室に事業計画書を提出してください。
- ・有識者会議による意見聴取を実施し、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページ URL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107863.html>



【お問い合わせ先】

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5319

「省エネルギー促進総合支援事業」

省エネルギー設備導入支援事業

「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて、省エネルギーの促進を図るため、高い省エネルギー効果が期待できる設備の導入に対して、予算の範囲内で補助するものです。

◆ 対象となる方

道内に事務所又は事業所を有する法人（営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。）を含む複数事業者による共同体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

※コンソーシアムを構成するに当たっては、「コンソーシアム協定書」の締結が必要です。

◆ 対象事業

産業部門など関連事業における省エネルギーの取組に対する高い波及効果が期待される省エネルギー設備を導入する事業であって、かつ、次のいずれにも該当している事業。

- ・複数の事業者や団体が街区等の道内のエリアを対象に面的に取り組む事業、あるいは、サプライチェーンを構成する複数の事業者によって行う事業であること。
- ・省エネルギー効果を客観的に示すことができる事業であること。
- ・事業の進捗状況、課題、成果等を公表することができる事業であること。
- ・他の道事業に採択されたことがない事業であること。
- ・補助事業終了後、補助事業者自らが事業成果等の普及啓発等を行うものであること。
- ・エネルギー消費量について、設備導入前と比較して、年率 20%以上の削減効果が見込まれる事業であること。

◆ 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	補助率	上限額
賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、その他知事が必要と認めた経費	1/2 以内	1,000万円

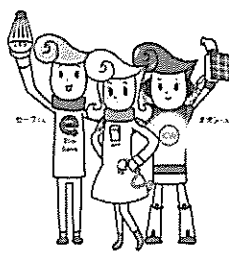
◆ 申請等

- ・申請に当たっては、令和4年（2022年）7月29日（金）17：00までに、北海道経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課 省エネ・新エネ促進室に事業計画書を提出してください。
- ・有識者会議による意見聴取を実施し、事業計画の認定の可否を決定します。

◆ ホームページ URL

- ・交付要綱、公募案内、事業計画書など、以下ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/107905.html>



【お問い合わせ先】

北海道 経済部 環境・エネルギー局 環境・エネルギー課
省エネ・新エネ促進室 新エネルギー係
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
TEL (011) 204-5319